## (2) 給食費の徴収状況について

## 1) 現年度分徵収状況

年 度	調定額	収入済額	収入未済額	人数	徴収率
平成 26 年度	241, 074, 840	236, 744, 887	4, 329, 953	408	98. 20%
平成 25 年度	272, 555, 787	269, 343, 664	3, 212, 123	261	98.82%
平成 24 年度	265, 867, 638	262, 832, 225	3, 035, 413	151	98.85%
平成 23 年度	255, 263, 229	252, 831, 213	2, 432, 016	122	99.00%

# ※平成 26 年度は、平成 27 年 1 月 21 日現在

・一般的な生活水準以下の家庭の増加及び学校給食に対する納入意識の低下等から、徴収率は年々下降傾向にある。

経済的理由などにより、給食費、学用品費、校外活動費などを援助する児童・生徒が年々増加し、平成24年度を基準に準要保護世帯は23%増加しております。一般的な水準が上がっていくのに対して、その水準から落ちこぼれてしまっている子供たちの割合が上昇していることがわかります。

このようなことから、徴収率低下の原因と考えられる。

準要保護児童・生徒の件数

年度	平成 26 年度	平成25年度	平成 24 年度
件数	268	251	218

※平成26年度は、平成26年12月末現在

#### 2) 過年度分徵収状況

年 度	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	徴収率
平成 26 年度	11, 919, 289	1, 226, 915	0	10, 692, 374	10. 29%
平成 25 年度	10, 655, 458	1, 946, 242	0	8, 709, 216	18. 55%
平成 24 年度	8, 651, 918	1, 077, 373	0	7, 574, 545	12. 45%
平成 23 年度	7, 530, 491	1, 191, 089	24, 900	6, 314, 502	15. 82%

#### ※平成26年度は、平成26年12月末現在

・支払督促制度の利用や児童手当からの徴収を開始して徴収率の向上に努めている。

# ○学校給食費の徴収強化について

学校給食費は例年 98%程度の徴収率となっており、殆どの保護者が給食費を納付しているが、一部の保護者にあっては長期に渡り給食費の納付がない状況にあるため、以下により徴収強化に努めている。

## 《学校との連携》

- ・ 毎月の未納状況を学校長に通知している。
- ・ 未納のお知らせを毎月配布(児童・生徒を通じ保護者に通知)
- 長期に渡る滞納者については、学校から給食費の納付について働きかけをし

ている。

#### 《要•準要保護》

生活に困窮(母子家庭等で経済的に困窮)している家庭にあっては、学校、教育委員会、福祉担当部署と連携し、要・準要保護制度についての説明を行っている。

#### 《文書・電話・訪問による催告》

過年度の未納者に対して、催告書、支払督促及び最終通告書の送付を行って おり、電話催告及び訪問徴収も随時行っている。

## 《子ども手当からの充当》

子ども手当支給世帯で、過年度分の滞納者を対象に、保護者の申し出により 給食費の滞納分に充てている。

平成 25 年度実績; 12 名 (5 世帯) 217, 450 円

#### 《支払督促制度》

長期に渡る滞納者で支払の意思をみせない者に対しては、滞納者(債務者)の住所地の簡易裁判所に支払督促の申し出を実施している。(民事訴訟法)

支払督促制度では裁判所の書記官から債務者に対し、支払督促が発布され、債務者からの異議申し立てがない場合は、給料等の強制執行(財産の差し押え)が可能となる。

平成25年度2件申出(生徒2名)

番号	対象者	滞納額	現在の状況
1	大山口中 卒業生の 保護者	110, 400	支払督促が債務者に届かなかったため、休日を指定し、再 送達。結果、分納する異議申し立てがあり毎月1ヵ月分の 給食費を納付する分納誓約書を受理し、支払督促の取り下 げをした。
2	大山口小児童の保護者(転出者)	80, 200	支払督促の申し出を行ったが、「不在・留置期間経過により送達不能」の通知があり、再度転出先の裁判所へ再送達した。結果、滞納となっていた給食費を完納したことから取り下げをした。
計		190, 600	